

【令和 8 年 第 7 回大山町教育委員会 議事録】

日時 : 令和 8 年 6 月 2 6 日 (金) 午後 1 時 3 0 分
場所 : 名和公民館 第 1 会議室
出席委員 : 森田圭、高見法子、兜山洋美、山本健一
欠席委員 :
教育長 : 坂下裕一
その他の出席者 : 教育次長 (浦木)、社会教育課長 (西尾)、幼児・学校教育課長 (井上)、
幼児・学校教育課参事 (鷺見)、幼児・学校教育課長補佐 (中井)
参観人 : 2 人

日 程

1. 開会宣言 (午後 1 時 3 0 分)

教育長

それでは時間になりましたので、ただ今より令和 8 年第 7 回大山町教育委員会を開催させていただきます。よろしくお願いいたします。

2. 議事日程

日程第 1 会議時間の決定 (自 午後 1 時 3 0 分 至 午後 2 時 3 0 分)

教育長

議事日程に入りたいと思います。日程第 1、会議時間の決定ということでございます。議題の状況から見まして、大体 1 時間ないぐらいと考えておりますので、本日については 14 時 30 分という形で決めさせていただきます。今後、会議時間の決定のところについてですが、わざわざ何時までに終わるのかという形で決めなくても、議題に応じて、必要に応じて、必要な時間をかければよいと思っています。例えば今日でも 60 分という形ですが、早く終われば 30 分で終わればいいですし、この辺のところは柔軟に行きたいと思っておりますので、お含みおきいただければと思っております。

日程第 2 教育長報告

教育長

それでは、日程第 2 ということで、教育長報告ということでございます。2 ページ目に一覧表の掲載をしておりますので、まずはそちらをご覧くださいと思います。報告事項というページでございます。細かいところはご覧の通りですということですが、何点か補足をさせていただければと思っております。

1 点目は、学校訪問を先月 5 月 27 日、大山中学校を皮切りに今のところ、10 日、

11日、18日、22日、23日ということで、今月、小学校、中学校7校のうち6校まで、浦木教育次長と鷺見参事と私の3名で、それからスクールソーシャルワーカーの方も行かれて、授業見学ということで、1、2限目を見て、その後に情報交換、意見交換をさせていただいております。教育委員の皆様については、秋に同様の形で訪問をお願いするという形になっておりますのでよろしくお願いします。最後は、7月7日に大山西小で7校全部の訪問になるという状況でございます。

2点目ですけれども、県内あるいは西部地区での教育長あるいはその関係の会議がいくつか開催されてございます。11日には西部町村いじめ問題対策協議会という形で、いわゆるいじめ対応ということでございますけれども、それ以外にも西部地区人権同和教育総会が18日にあったりありますとか、西部地区同和対策協議会が24日、今週ございました。それから、今日と昨日と三朝温泉の方で県内の町村教育長会並びに研修会という形で、主に昨年度の事業計画の承認、あるいはその予算、決算の承認、それから今年度の事業計画、予算の承認が行われました。その後に研修会ということで、いろんな方を講師にお招きして実施されました。また、本日のこの教育長会では、県への要望事項についても議論しておりまして、大きな点としては2つあって、いわゆる教職員の確保というのがこの教育委員会の課題になっているというところで、ここのところを、メインに県に頑張ってもらおうと、もちろん市町村教育も頑張らないといけないんですが、本来なら正規職員で埋めるところを非常勤でなんとかやっているとか、採用のところでもなかなかの内定率の問題とか色々あるんですが、なんとか人を多く確保していこうということと、それに関連してですけれども、特別支援学級の学級の定員が今8名、県では7名でやっているってということなんですけれども、通常学級も35人から30人にしていくという流れでいくと、特別支援学級も7人から6人にしていくべきなんじゃないかっていうような意見がありました。あとは通級指導の状況についても、例えば西部でありますと大山町は2人いるんですけれども、西部地区だと5町を1人の方が巡回で対応しているといったところなので、国の基準ですと13人に1人ということなんです、県の判断でもう少しなんとかできないのかということ、どうしても広い地域を教員1人で巡回するのは大変だといったことが先ほどの教職員の確保の関連でございました。あともう1つは、部活動の地域展開に関連してということで、なかなか自治体も、人材の確保とか、財源の問題であるとか、なかなか国が示しているような形で全部部活動をやめて地域クラブ活動に移行するというのは難しいということもあるので、端的に言えば、その辺の財源の手当てであるとか、そうしたことについても県の方でも検討願いたいといったようなことが挙げられているところでございます。

3点目につきましては、町議会がございまして、その中で一般質問が12日と15日に行われました。11名の方から一般質問がございまして、そのうち7名の方から教育に関して質問いただいたところでございます。少し紹介させていただきますと、1つ

は、新教育長就任に伴う今後の教育行政についてということで、教育長が変わりました、今後の方針についてどのように考えているのかというようなことでございますとか、地域との関係性をどうやって築いていくのかというところでございますとか、地域のことをよく知らないということでは、教員人事のところは県教員委員会ときちんと調整できるのかであるとか、そういったようなご質問をいただいたところでございます。基本的な方針としては、教育基本振興計画を本町でも定めておりますので、そこに示されている理念の実現であるとか、あるいはその3本柱と掲げている保小中連携、英語教育の充実、ふるさとキャリア教育の充実、この3本柱を着実に実行していく。その充実を図っていくという方向性でさらに取り組んでいきたいということをお願いしたところであります。それ以外には、先ほど申し上げた部活の地域展開、教職員の働き方改革であるとか全国共通して抱えている課題のほか、大山町も固有の課題もあるかという風に思っているもので、そうした課題を十分、正確に理解した上で、1つ1つ着実に課題解決に向けて取り組んでいきたいといったようなことをお話しさせていただきました。あと、地域理解に関しては、先ほど申し上げたような学校訪問などを準備させていただいていますし、また、保育園、保育所についても計画訪問という形で夏に訪問させていただくということを申し上げさせていただきました。教員人事に関しては、人事権が県にございますので、最終的には県が決める話ですが、大山町の実情に即した人員配置になるように、県教育委員会に、市教育委員会の状況とか学校の状況もきちんと把握した上で、お伝えした上で、そうした適正配置がなされるように調整していきたいという形でお話をいたしました。2つ目については、語る会を実施したらどうかということで、これは町長、教育長それぞれに質問がございました。要は、住民の方と直接、町長なり教育長が個別に対話の場を持ったらどうかという質問でございました。それに対しましては、町長の方からは、どうしてもそういった場というのは、他の市町村の状況でいうと、参加者が固定化する、あるいはその限られた時間内でなかなか十分な議論、意見交換にならないというようなこともあるので、町長としては今のところ語る会は考えていないというご答弁でしたので、教育長である私も町長と同様の考え方であること、ただ、そうは言っても、あらゆる方法を駆使して、いろんな方のご意見は聞いていくということをお話しさせていただきました。それから3つ目については、公共施設、通学路における樹木の安全管理等についての質問がありました。本年3月に社会教育施設の中で樹木の枝が折れて落ちたことにより、敷地内を通る近隣の保育園幼児への影響が懸念された事案があったんですが、そうした樹木の安全点検・確認を、総点検をしているのかでありますとか、あるいは樹木医の方に見ていただいているのかとか、そうしたご質問がございました。その昨年度起きた事案に即して、総点検という形までは実施していませんけれども、通学路については安全確認ということで、毎年、年度始めから、PTAもそうですし、教諭もそうですし、それから中学校ですと生徒も安全確認を実施しています。その結果

を教育委員会、そして町長部局を含めて、いわゆる安全確認という形でやっているところではありますので、そうした話をさせていただいたという次第でございます。4つ目につきましては、今日の教育委員会での協議とも関連しますけれども、大山小の小規模特認校の話が質問されました。もう少し具体的に言うと、いわゆる児童数対策ということで聞かれたんですが、こちらの考え方としては、先月にお話しした小規模特認校が令和9年4月から実施ということで今検討中ですよということでお答えしたという経緯でございます。それから5つ目ですが、部活動の地域展開、地域移行についてのお尋ねがございました。本町でも計画を作ってやってはいますが、いつ、どのような形で、最終的なゴールというのはまだ設定はしていないというのが現状でございます。これは、県の方の計画でも10年度までの計画といったところが作成されているということで、国の期間では令和13年度までが改革の実行期間ということですので、これから色んな実情を見ながら進めていきたいということで、とりあえずはお答えさせていただいたという次第でございます。ちなみに県の計画が、今10年度までと申し上げましたが、議会の時には何年度までの計画なのかというのは十分把握できていなかったもので、すいませんが把握できていませんとお答えさせていただいて、次の日に答弁訂正という形で、10年度までの計画でございますという話を補足させていただきました。それから、あと2点ですが、赤ちゃんふれあい事業というものを本町ではコロナ禍前にやっていたんですが、それを再開する考えはないかというご質問をいただきました。結論から言うと、なかなか再開することは考えていない、難しいという答弁をさせていただきました。その理由としては、赤ちゃんを20名ほど集めて、赤ちゃんと保護者が学校に行って、中学生と1対1でやり取りするということなんですが、なかなかその20名ほど赤ちゃんを集めるということが難しく、実際、町内だけでは足りず、町外から赤ちゃんをかき集めてという言い方も変なんですけど、少子化の中で赤ちゃんを集めることが難しいという実態でございました。それから今の教育課程、カリキュラムでは、命を大切にする教育というのはいろんな教科で、理科もそうですし、生活科もそうですし、道徳科もそうですし、あるいは総合的な学習の時間、特別活動、いろんな活動、特に赤ちゃんふれあいと直接関係するとしたら技術・家庭科の家庭分野に該当するんですけども、いろんな活動の中で生命尊重という形で教育をやっているということで、お答えさせていただいたというような状況でございます。いろんなやり方によっては検討の余地はあるのかもしれませんが、議会ではそのように回答をしました。最後に、大山町の観光の振興の関係で教育のところでも聞かれたことがございました。今、大山町の方で観光に関しての基本計画を策定中であり、その基本計画の基となる観光振興ビジョンというものを案という形で、現在、検討を進めているということだったんですけども、その中で、子どもの観光参画機会の創出でありますとか、学校、地域と連携した学びの場づくりといったようなことがこのビジョンの中に記載されていて、具体的にはこれから具現化されると言い

ますか肉付けされるということでした。教育委員会としては、大山ふるさと教育という形で今現在もやっていますが、仮にこうしたことが実際進んでいくのであれば、教育委員会としてどんなことができるか、学校としてどういうことができるかということについては、今後、町長部局と相談しながら対応してまいりたいという話をさせていただいて、この件が終わっております。以上、この7名の方からご質問がございましたというのが3点目の報告でございます。長くなって恐縮でしたが、私からの報告は以上ということにさせていただければと思います。この2ページ目の表の中で、あるいは私が補足した中でご不明な点があればご質問を受けたいと思います。

日程第3 報告第1号 大山町立学校職員の服務に関する規定の一部を改正する訓令について

教育長

それでは、次のページにいつていただければと思います。

日程第3です。こちら、報告第1号ということになります。大山町立学校職員の服務に関する規程の一部を改正する訓令についてということでございます。こちらについては幼児・学校教育課長から説明をお願いいたします。

幼児・学校教育課長

3ページの大山町立学校職員の服務に関する規定の一部を改正する訓令ということで、具体的には様式の変更でございます。資料の4ページと6ページにあります。育児休業承認請求書の様式変更ということで変更するものです。具体的には、出生後8週間以内の男性職員の育児休業の取得回数が原則2回に拡大されたということで、様式が変更となっております。補足として令和8年6月19日から施行するとしております。以上です。

教育長

制度改正自体はもっと前に行われているということですが、育児に関する休暇、休業の制度、あるいはその手当関係も含めてですが、結構目まぐるしく変わっておりまして、なかなか様式等の改正が追いつけていないということで、本来であればもっと早く、この改正をやらないといけないという状況ではありましたが、本来であれば教育委員会の会議にかけた上でこの改正を行うべきところなんです、このためだけに臨時の委員会、委員の方々にお集まりいただくというのもありましたので、こちらの方で教育長の判断でという形になりますけれども、改正をさせていただいたということでございます。ご承知いただければと思ってございます。

日程第4 報告第2号 議会の議決を経るべき事件の議案について

(令和8年度大山町一般会計補正予算(第3号)教育委員会所管の予算)

教育長

それでは日程の第 4、こちらも報告事項になります。「報告第 2 号、議会の議決を経るべき事件の議案について」ということでございます。「令和 8 年度大山町一般会計補正予算（第 3 号）教育委員会所管の予算」についてであります。こちらについても幼児・学校教育課長から説明をお願いいたします。

幼児・学校教育課長

資料の方は 8 ページになります。最終日に大山町一般会計補正予算（第 3 号）ということで追加提案をしております。まず初めに、事務局費（一般）で 20 万 4,000 円、こちらにつきましては、主に教育長の県外出張旅費でございます。もう 1 点が、学校管理費、事務局費で 299 万 8,000 円、中山小学校の会議室のエアコンが壊れまして、その工事費でございます。

教育長

こちらにつきましても、緊急性と言いますか、急ぎの案件だということもございまして、このような形で対応させていただきました。その旨、ご承知いただきたいと思います。おります。

日程第 5 議案第 1 号 令和 8 年度教育施設等工事計画の策定について

教育長

それでは、日程第 5 でございます。「議案第 1 号、令和 8 年度教育施設等工事計画の策定について」ということございまして、こちらも幼児・学校教育課長から説明をお願いいたします。

幼児・学校教育課長

資料は 10 ページの方になります。議案第 1 号ということで、100 万以上の工事計画についてということで、先ほど言いました中山小学校の会議室のエアコンの更新工事、これが 100 万以上にあたりますので、計上しております。金額が 299 万 8,000 円というところでございます。

教育長

ただ今の説明に関しまして、ご質問等があればお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。こちらにつきましては議決を要しますので、異議のある方がおられたらですが、特になければ議決と言いますか可決という形にさせていただければと思いますので、よろしくをお願いいたします。

全委員

承認。

3. その他

(1) 大山小学校小規模特認校制度導入について【資料1】

教育長

続きまして、その他(1)のところですね、「大山小学校小規模特認校制度導入について」ということで、今日は議決というよりは、前回申し上げていた要綱についての審議をということでございましたので、まずは叩き台としての案があるというところを見ていただいご意見をいただければと、そのような形で考えております。説明につきましては、浦木教育次長からお願いしたいと思います。

教育次長

別添資料1をご覧ください。大山町立学校小規模特認校制度に関する要綱(案)を考えてみました。今日は、皆様のご意見をお聞きして、来月の教育委員会の議案に挙げさせていただけたらと思っております。いろいろ協議を重ねながらこの案を作っておりますので、ぜひ皆様のご意見もいただけたらと思っております。今、もう一方で、これは手続き上の書類が多いんですけども、小規模特認校にするよって言っても、じゃあどうやって来てもらおうかって特色の方をすごく協議してしまして、大山の恵み教育っていうのはもうだいぶ定着してきているということと、もう1本の英語教育の充実というところをどのようにしていこうかっていうところで、今、協議を重ねているところがございます。まずはこの要綱について何かご意見がありましたらよろしくお願いします。

教育長

少し要綱を紹介させていただいた上で、色々ご意見いただければと思います。まず、この要綱ですが、内容的には主に手続きに関することを定めてございます。なので、なかなかイメージしにくい部分もあるかと思いますが、他の市町村の例も参考にさせていただきまして、まずはこのような形で作らせていただいたということでございます。第1条のところが趣旨になっておりまして、小規模特認校というものの趣旨ということで、ここに書いてある通りではございますけれども、この小規模、いわゆる少人数の教育の良さといったところを趣旨として記載させていただいているということと、特認校制度ということですので、通常の通学区域を定めての学校ではなくて、この町全域からの就学を認める制度だという趣旨説明が第1条にしております。第2条のところでは、小規模特認校の指定ということで、今は大山小学校だけを小規模特認校という形でここで決めてございます。複数校になった場合はここに複数

校が列挙されるということですが、今回はこのような形で大山小学校だけということになります。第3条につきましては、この就学指定校の変更の制度の中で運用するという形で、主な運用方法について定めているところがございます。第4条のところがございます。こちらのところが1つポイントでございまして、この(1)(2)(3)と書いております。この第4条の(1)から(3)まで全て要件を満たす方をこの小規模特認校の対象にしているということで、1つは第1号、(1)のところですが、「就学予定者等及び保護者が大山町に居住し、又は就学までに転入する見込があること。」です。要は、大山町に住んでる人、あるいは少なくとも住むという見込みがある人を要件にしていると。なので今回、この要綱では、いわゆる区域外就学、要は他の自治体から通いますということは対象外にしていこうというのがこの第1号のところがございます。第2号のところは、「小規模特認校の教育方針等に賛同し、協力すること。」ということがございます。第3号のところは、「通学にあたっては、保護者の負担と責任において行うこと。」ということを示しておりまして、基本的には、通学に関しては、お子さんがご自身で登校されるか、保護者が送り迎えするかということを中心として定めているといったようなところがございます。第5条のところは、申請の方法、様式についての定めでございます。第6条については、その申請が出された後の教育委員会としてのその就学の可否についての通知に関する取り決めであります。第7条については、就学の許可の取り消しということで、例えば大山町に住む予定だと言ってたのに住まないとか、そういうようなケースでありますとか、要は、この就学条件を満たさない場合であるとか、そうした場合の取り消しということがございます。第8条は、その他、運用に関して、詳細については別途、教育委員会が定めるという規定にしているという状況でございます。あとは、様式が第1号様式からずっと続いておりますが、こちらはいろいろな手続きのために必要なものになっているところがございます。今現在このような形で検討していて、先ほど浦木教育次長から話があった通り、今、手続きについてはおよそこれをベースに細かいところをこれから調整させていただこうと思っておりますけれども、要点は小規模特認校自体の特色、中身です。小規模特認校として、この第1条の趣旨を踏まえてどういったことを展開していくかというところを、今、学校と校長先生も含めて、教育委員会としても相談をしているという状況でございます。今のスケジュールで考えているのは、夏休み頃に、保護者説明会と言いますか募集説明会を行って、秋に10月ぐらいですけれども、それから募集開始という形を考えております。この要綱も来月のこの教育委員会で案が取れる状況にするとともに、内容についても保護者に説明できるような具体性のあるものを持って説明したいと思っております皆様方からご質問あるいはご意見があればお願いしたいと思います。

高見委員

通学についてなんですけど、第4条の(3)のところにあるんですけど、「通学にあたっては、保護者の負担と責任において行うこと。」その後の申し込みの資料とを見ないと、通学の登校と下校は、自家用車で送る、その他ってあるんですけど、例えば今、大山小はスクールバスがありますよね。例えば既存の集合場所まで保護者が送っていくとか、新しく無理のない範囲で、どこか別の場所、送ってくれるポイントがあるみたいなことは考えられますか。

教育長

結論から言えば、今の集合場所に来られるということであれば可能かもしれないですし、あるいは新たな場所っていうのも考えられるかもしれませんが。ただ、今現在のところはまだそこまでの詳細は詰めきれてないということでもあります。いろんな課題が今、上がってきている状況ではありますけれども、それを1つ1つ潰していかないといけないというところでもあります。まだ現時点でこうするということまで、言えるところまで詰まってないということと、この要綱の中では、基本的には原則を定めるという形になっていますので、具体的な支援方法として、教育委員会において、何がどこまでできるかという話は実行上の話になりますので、ここでその補助をしますとか、そういう話は書かなくてもいいのかと、今のところ思います。なので、このいわゆる要綱上の基本的な考え方の話と、その運用のところで、どこまでどんなことができるかというのは、それぞれ検討したいという風に思っております。課題としては認識はしてはいるんですけども、いろんな考え方があって、今このような形で原案しております。例えば、この第4条(1)のところであるとか、先ほど区域外就学は認めないという形で説明いたしましたけれども、そのいわゆる児童数だけ増やすって観点でいけば、区域外就学を認めた方がという考え方もあるんじゃないかとは思っているんですけど、実際それでいいのかどうかというのはやっぱりあって、まずはこの形でやってみようという風には思っているところでもあります。それから、要件の書き方のところで、「就学までに転入する見込みがあること。」という形でしておりますけれども、実際に3月までに引っ越し完了すると言われると、そうでないケースっていうのも考えられるかと思しますので、例えば、まだ詰め切れてないんですけども、大山町に土地を買っていて、引っ越すという見込みが確実に取れているっていうようなケースであれば、多少そこは考えればいいのかとかですね。ちょっとここも書き方を変えた方がいいのか、さっきのスクールバスじゃないですけど、運用で対応した方がいいのかということなどが検討課題だと思っているというのがございます。

森田委員

1点確認ですけども、対象者は新1年生だけというよりは今、在学している小学生も対象であっていただけでしょうか。

教育長

1年生のみならず、2年生でも、3年生でも、4年、5年、6年でも対象ということでございます。ただ、その場合、いわゆる転校という形になるので、児童がスムーズに入れるかどうかというのはあるかと思うんですけど、そこは学校として対応できるような体制でいきたいと思っております。

山本委員

第1条の文言ですが、「就学予定者及び児童」という書き方をされているのが、就学予定者が保育園の年長さんで、児童というのが1年生から5年生というイメージですか。

教育長

学校教育法だと児童というと、6歳以上。山本委員がご指摘の通り、まだ6歳になっていない子は児童には入っていない。児童福祉法だと乳児も幼児も全部入るんですけど。なので、ここはそういう書き分けになっている感じですね。

山本委員

それから第6条で、「教育委員会は前条の申請書が提出されたときは、小規模特認校の就学の可否について審査し」となっていますが、審査というのは、委員会を開いて、そこで審査するというイメージなのか、事務局で条件だけチェックして、そこで審査という形にするのか、その辺りはどういったイメージでしょうか。

教育次長

私が担当と確認しているのは、この場で審査してもらうという方法だったと思います。

山本委員

区域外就学とかと同じような感じですか。

教育次長

議案にして知っていただくし、我々も事前に確認しますっていうところを担当と話しておりました。

兜山委員

質問ではないんですけど、個人的な意見として、この町内に限るであった場合です

ね。やっぱりどの小学校も町外の学校から見た時に、魅力っていうのはしっかりたくさんあって、その中で大山小学校に特化した魅力を作らないと、同じ町内の学校から大山小学校に通わせたいなって思ってもらえるっていうところが今課題だと思うんですけど。町外から見たらすごく魅力はあると思うんですね。特に大山町さんは、今まで区域外就学とか見てると、ずっと同じ。例えば親が引っ越したりしても、子供たちの環境がいいので、このままこの学校に通わせたいっていうのがとても多かったの
で、大山小学校に通ってもらってなると、やっぱその大山保育所に入ってもらうことも考えていくといいのかなという意見です。

教育長

問題意識は我々も共有しています。今回、小規模特認校は大山小だけなので、大山小の説明しかなかったんですけど、大山保育所の特色化もやらないといけないだろうということは考えています。今も大山小と大山保育所で連携して、ふるさとキャリア教育という風に謳っておりますけど、そういう視点でやっていますし、あるいは英語の方もですね、他の保育園、保育所との違いということを考えていかないといけないのかと。それは大山小も同じなんですけれども、そこは視野には入っているところでございますが、何もまだ説明できるだけの特色がこれからという感じなので、来月末をめどにして協議してつくり上げようと思っています。

高見委員

小規模特認校は定員とかあるんでしょうか。

教育長

その話を、本当はこちらから説明しないといけなかったんですが、この要綱の中では定員の定めは置いておりません。他の市町村の例だと、定員は校長と協議の上、定めるとか、そうした根拠規定を置いているところもございます。今回、定員に関する規定を置かなかったのは、結局どこまで集めるというか、小規模特認校なので、あんまりたくさんだと小規模じゃなくなるけど、かといって、定員を示すことによってハードルが高いように思われてもどうかと。ある程度来てほしいというのもあるので。実際どれぐらい来るかっていうのも正直なかなか予測を立てるのは難しいというのもあって、要綱上、定員に関する規定は今は特に定めてはいないという形です。確かに小規模といったところの数を一定程度決めないといけない可能性も無きにしも非ずなんですけど、現時点においては、今のところ、その小規模が中規模とか大規模になるほどたくさん殺到するということまではあんまり想定しにくいのかなと思っていて、多分なんとかなるだろうと思ってはいるところですが、そこは確かに、この実行上の話だけではなくて、要綱としての作りとして、定員に関する定めが何もなくていいのか

というのは正直思っているところではあります。そこはもう少し、先ほど申し上げた通り、これを元に今後詰めていきたいとは思っています。ただ、仮に定員に関する規定を設けたとしても、ここでも何人という形で具体の人数を決めるんじゃないかと、別に定めるという根拠規定を置くかどうかというところにとどめておいた方がいいのではないかという風には思っているところではあります。実際のところ、繰り返しになりますが、どのぐらいの応募があるかというのは、特に初年度でありますので、ちょっと見通しがつかないところもありますので、そのように今は考えているというのが率直なところです。

高見委員

先ほど髙山委員さんが言われたように、おそらくどこも魅力がそれぞれあって、その特色っていうのがすごくはっきりまだ尖ってない状態の現状で、もし大山小にどうしても行きたいっていう希望があるとしたら、その少なさっていうのも特色の1つなのかなっていうのはあって、刺激的にも大山西からの方がもしかしたら多いのではという、想定ですけど、中山、名和は割ともう小規模にどんどんなっていって、通いやすいこととか、人数的に差があるっていう意味では、大山西が1番想定しやすいのかなと思いました。

教育長

そういう可能性が1番高いですね。定員のところはもう少し内部の方で改めて検討させてもらえればと思います。今日の段階では、冒頭申し上げた通り、この案を取るというよりは、この案の段階でまずは委員の皆様のご意見を聞きたかったという趣旨でございますので、また改めて今後、審議いただける機会を設けたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。こちらから用意した議題は本日は以上でございますが、委員の皆様から何かございますでしょうか。

髙山委員

先日、中学校総体が行われていたと思うんですけども、送迎についてです。集合時間とかはあらかじめ決まっているので、保護者の送迎はあらかじめ予定を立てやすく、皆さん各ご家庭で対応されていると思うんですけど、終わる時間について、勝ち進んでいたり、早く負けたりっていうことがあると、すごく時間が読めなくてですね。大山町は特に生徒が自力で帰れる地域ではない子供たちが結構おられてですね。新しくその部活の顧問になった先生方が、その子供たちがどのように帰宅できるかっていうのを把握できているのかどうか。担任の先生とかも自宅の場所とか把握されてると思うんですけども、顧問の先生が把握ができていないかなっていうことで、必ずしも保護者が迎えに行ける時間帯ばかりではないと思いますし、その場所も色々です

し、保護者に対する連絡手段、終わりましたので何時に解散ですとかっていう連絡手段がきちんと取れているのかなとか。そういう地域性もありますので、子供が保護者と連絡が取れずに帰れないとかっていうことがないようにしていただけたらいいなと思いました。

教育長

今のお話は、実際そういうケースがあったってということですか。

兜山委員

保護者同士で連絡がいついて、一緒に待ってるよとか、もう終わったからお迎え待ってるよとあって、保護者同士での連絡で知るみたいなパターンをちょっと耳に挟みました。顧問の先生との連絡がすいませんでしたみたいな感じで、後であったようですけども。帰る手段がない生徒がいるっていうのをどれだけ把握されているのかなっていう、待ちぼうけということはなかったですが、そのチームメイトの他のご家族さんが一緒に待ってくれたとか、じゃあ連絡がつかないんだったらじゃあ送ろうかとかっていうことで、そのチームメイトの保護者間でのやり取りでなんとかなっているけれどもというようなことをお耳に挟みました。顧問と保護者の連絡手段なり、その帰る交通手段がきっちり確保、連絡できていればいいなという。もちろんみんな自転車で帰れる子ばかりではないので。

教育長

率直に言うと、生徒から保護者に連絡すればいいんじゃないですかと思いました。顧問と保護者が繋がらないといけないというと、そのリスクも当然、教育委員会は想定しておかないといけない。

兜山委員

携帯電話が持てない。公衆電話がある場所とは限らないとか、親に連絡を取る手段が子供たちにそもそもないので。

山本委員

確認ですけど、大山中には公衆電話はないですか。

兜山委員

大山中学校まで帰れたらいいんですけど、現地解散みたいな話もあるので。

山本委員

現地解散があるんですか。

兜山委員

そこまで詳しくは聞いていませんが、この度、耳に挟んだのは大山中のテニス部さんでした。

教育長

大変恐縮ですけど、そこは個別に確認させていただく形でよろしいでしょうか。顧問と保護者が直接やり取りするのがいいのかどうなのかというのは、今ちょっとにわかには判断付きかねるところであり、デメリットのほうがやはりあるのかなと思っているので。直接連絡すれば手っ取り早いんですけど、直接連絡をするとすると、いろんな弊害が思いついてしまうので。

兜山委員

それ以外の手段が何らかであれば、顧問の先生と保護者が直接繋がる必要はないですが、私が聞いた時には、例えば他の部活は保護者と顧問のグループLINEがあって、見ればわかるようになっていたのに、テニス部には確認手段がなく、終わる時間が読めないみたいな、ちょっとどうかなというのを聞いたので。大山町は場所が結構遠いので、どうかなということで相談を受けたところですけども、私も生徒が学校まで戻ったのか、子供が親に連絡が取れる状態ではなかったのかどうかまでは詳しくは聞いていなくて。

山本委員

名和中の野球部は携帯の電話の連絡先だけは、顧問と交換をされていて、緊急の連絡だけではなく、野球なので今日、練習試合でしたけど雨で中止ですみたいな連絡とかも個別にしないといけないので、そういう連絡先の交換だけはしています。そういうのを使って、試合が終わりましたので迎えに来てくださいみたいな連絡は取っています。

高見委員

一般質問で、赤ちゃんふれあい会の話が出たということでしたが、少子化なので赤ちゃんを集めることが難しくってという、本当にその通りだと思うんですけど、少子化だからこそ、やっぱり赤ちゃんに触れ合う機会が、子どももなかなか実物を見る機会がなかなかないと思うので、具体的な議題に上がって、想定されていないっていうお返事があったことで、火が消えてしまうのは残念だなという気持ちもあって。私自身が2016年と2018年に、子供が0歳の時に保護者の立場で子供を連れて参加し

て、すごくよかったなというか、子供さんたち、中山中に2回とも行ったんですけど、生徒さんたちがどう思ったか私にはわからないけれども、赤ちゃんを産んだばかりの母親として、この子がこんなふうにかうやって中学に通うのかとイメージできたりとかしたことも今蘇ったので、同じような形には、もちろんどんどん子供も減っていった難しいとは思いますが、何らかの形でそういう機会があると相互にいいかなと思う気持ちがあります。

教育長

先程はどういう答弁をしたかっていうところの結論部分しかお話しなかったんですけども、教育委員会の立場としては2つあって。1つは学習指導要領で、国の教育課程の基準の中では、中学校段階では、一言で言えば幼児理解、幼児の発達と生活について学ぶ。幼児との触れ合いということが先ほど申し上げた技術・家庭科の家庭分野の中で必ず学習するという形にはなっているんですが、一方で、乳児に関しては、高校の家庭科で、乳児のいわゆる心身の発達であるとか特徴、生活を学ぶという形の整理になっています。なので、教育課程上の観点から見れば、中学校では、乳児理解は必修の内容にはなっていないというのがまず1つあります。もう1つは、コロナ感染症やその後の状況も踏まえた感染症リスク、あるいは仮に子供を落下であるとか衝突であるとか、そうした事故があった時のリスクを誰が背負うのかといったところを、やはりその事業として予算をつけてやるのであればきちんと整理しておかないといけないというようなことも合わせて申し上げさせていただいた次第であります。そういう意味では、慎重なというか、あまり前向きな答弁ではなかったのかもしれませんが、もし学校でやるとしたら、そうした責任であるとかもきちんと整理しておかないと、いざという時に、難しい面もあるかと思しますので、そうした話をさせていただきました。事業の意義自体は否定するものではないということも合わせて議会の中で申し上げさせていただいたんですが、教育委員会として予算を立てて事業化するという観点で考えるとなかなか難しい面があるというのが率直なところでありましたので、そのような形でお答えさせていただいた次第でございます。

他に何かございますでしょうか。

私の方からは、1点、会議録署名人の取扱いについてご提案をさせていただきたいんですが、教育委員会規則を拝見すると、第12条のところで、会議録署名人は教育長が署名するという形になっております。大山町の教育委員会においては、これまで教育委員の皆様全員に署名人になっていただいておりますが、規則上は、教育長である私だけが署名すればいいことになっております。ここでご相談なんですが、規則の方を変えて、皆さんにご署名いただいた方がいいのか、規則どおり私だけが署名すればいいのかということです。署名は必要だということであれば、規則を変えさせていただくんですが、特になければ、可能であれば、早速、今日の会議から、会議録署名人

は、私のみという形でさせていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

4. 次回の開催日程 （令和8年7月29日(水) 午前 9時30分）

教育長

それでは、次回の開催日程の調整に入りたいと思います。浦木教育次長、よろしくお願いいたします。

教育次長

次回、7月ですが、7月29日水曜日の午前9時半はいかがでしょうか。

全委員

了承。

教育次長

7月29日、水曜日午前9時半からこの会場でよろしくお願いいたします。

閉会宣言 （午後 2時30分）

教育長

本日、用意した議題は以上になります。ということで、閉会ということにさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。